

地元町内会への指定管理を通じた公民連携による都市公園管理モデル(広島市)

(1)事業概要

平成18年度から創設された指定管理者制度を使って、市内1,000か所を超える街区公園に指定管理者制度を導入することを通じて、受け手となる町内会の活性化、公園への愛着の醸成、より多くのにぎわい・交流の創出、効率的な維持管理などの推進に取り組んできた。

第一期が平成22年から25年の4か年、第2期が平成26年から平成30年の4か年の指定管理者制度の指定期間となっている。

現在は第2期の指定管理者が選定・維持管理業務にあたり、当初の目的に対する一定の目標達成・政策効果を実現している。

(2)特徴・ポイント

・公園に身近な町内会によるきめ細かな対応(サービスの質の向上)

街区公園の維持管理において、近所の住民がその維持管理に当たることによって、きめ細かな維持管理・対応が可能となった。これまでの行政の窓口へ持ち込まれる苦情・要望に比べ、指定管理者(町内会等)が対応することで、公園利用者の意識・姿勢に変化がみられる。

・公園の利用者から維持管理の当事者としての意識醸成

1期4か年の維持管理業務を担うことにより、これまであまり詳しくわからなかった公園管理の業務内容に対する技術・理解度が高まり、新たな担い手＝当事者としての意識啓発・醸成につながっている。指定管理者(町内会等)同士の横連携の情報交換なども始まっており、新しい公園管理のあり方の萌芽がみられる。

・町内会等にとってのメリットづくり

これまで公園の清掃等に協力する「清掃等報奨金交付団体」に比べ、業務範囲は広がるものの、経済的なメリットがあることで、町内会等に対しても活性化のきっかけとなっている。

■事業の主な内容

(出典)広島市HP,同市提供資料より

項目	内容
事業名	広島市街区公園等指定管理者選定事業及び維持管理業務
発注者	広島市
事業内容	<p>●対象施設</p> <p>【住区基幹公園1,080か所・337.44ha】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市で街区公園が1,019か所・172.27ha ・近隣公園が49か所・104.51ha ・地区公園が12か所60.66ha <p>【都市基幹公園が13か所・286.20ha】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合公園が8か所・182.06ha ・運動公園が5か所・104.14ha <p>【特殊公園 13か所・127.80ha】</p> <p>【広域公園 2か所・125.45ha】</p> <p>【都市緑地 72か所・66ha】【緑道 8か所・19.16ha】</p> <p>このうち、街区公園に関して、公園管理等に貢献してきた地元町内会等へ指定管理を行う。</p> <p>●業務内容</p> <p>(1)定型的業務(通常業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務(清掃、除草、巡回、点検／中低木管理、便所掃除、ごみ処分) ・利用調整業務(運動施設の利用指導等、苦情処理) <p>(2)不定期業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理(高木管理(支障木の剪定)、病虫害の駆除、災害時等の応急作業)
事業方式	指定管理者制度
事業期間	直近では平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間
VFM	平成25年度の業務実施状況の概要・評価によると42公園(平成22年から平成25年度の4か年の指定管理)全体の指定管理料 1,186万1千円。町内会の活性化等を含めた成果が創出された。